

木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託
公募型プロポーザル募集要領

第1 目的

この要領は、木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

- (1) 業務名称 木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託
- (2) 業務内容 金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務の基本設計、実施設計業務、外構工事等設計業務、地質調査業務内容の提示及び建築確認申請等に関する業務とし、別添の「建築設計業務委託特記仕様書」による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年2月20日までとする。
※各種必要な申請業務及び建築確認済証取得までを含む。
- (4) 上限額 104,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）。
※この金額に、各種申請手数料は含まない。
※この金額は、予定価格を示すものではない。
- (5) 業務場所 建設地 木更津市中島2820番地
敷地面積 21,607m²
用途地域 第一種中高層住居専用地域
建蔽率・容積率 60%・200%
その他 建築基準法第22条指定区域 第一種高度地区
- (6) 事業内容 木更津市立金田中学校の校舎整備を行うにあたり、必要となる基本設計及び実施設計を業務委託するものである。
- (1) 木更津市立金田中学校校舎等増築設計業務
増築校舎設計業務（渡り廊下・駐輪場共） 3,270m²程度
外構等設計業務
備蓄倉庫その他附属建物（配置までとし、実施設計は除く。）
- (2) 既存特別教室棟等解体工事設計業務
特別教室棟解体設計業務 291.60m²程度
体育器具庫解体設計業務 41m²程度
- (3) その他
地元説明会出席、各関連法規に伴う協議・申請、デザイン会議

の資料作成及び出席等

※各業務の詳細については、別添の特記仕様書を参照すること。

第3 契約の方法

随意契約とする。

なお、参加資格があると認められた者から提出された技術提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の相手候補（以下「受託候補者」という。）を決定する。

第4 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式の理由

本事業は、金田地区の土地区画整理事業により大規模商業施設や住宅地の整備とともに著しい人口の増加がみられ、今後も人口の増加が続くと予想されている。現状としては、この人口増加に伴う生徒数の増加に対応しきれない学校規模を有していない。

今後の生徒の増加に対応した教育環境を実現するため、金田中学校の校舎を建設し、学校運営が効果的にできるような学習環境を提供することを目的とする。

本プロポーザルは、豊富な学校建設設計実績に裏付けされた豊かな創造性と高度技術能力を有し、かつ熱意をもって学校建設設計を行う意思のある設計業者を選定するために行う。

第5 参加資格要件

下記の条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6・7年度木更津市入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録された者で、資格者名簿において、建築関係建設コンサルで「建築一般」に登録されている者
- (2) 受託候補者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。
- (5) 平成 20 年 4 月から令和 6 年 3 月末までに竣工した小中学校で、延べ面積 2,000 m²以上（既存部分の床面積を除く）の建築物の新築、増築又は改築工事の設計の実績があること。

第6 業務上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者（建築（総合）に限る。）は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ 1 名であること。
- (4) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 管理技術者及び各担当技術者は平成 20 年 4 月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- (6) 主たる分担業務分野である建築（総合）は再委託しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

注 1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注 2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。なお、記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第 1 号ロ（1）及び第 2 号ロ（1）の表中（1）総合
建築（構造）	同上（2）構造
電気設備	同上（3）設備（i）電気設備
機械設備	同上（3）設備（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設備、（iv）昇降機等

第7 実施スケジュール

	実施内容	実施期間又は期日
一次審査	参加意向質問受付期間	令和6年5月7日(火)～令和6年5月13日(月)
	参加意向質問回答日	令和6年5月21日(火)
	参加意向受付期間	令和6年5月27日(月)～令和6年5月31日(金)
	一次審査	令和6年6月14日(金)
	選定結果通知及び 技術提案書提出要請	令和6年6月25日(火)
二次審査	技術提案書受付期間	令和6年7月上旬～令和6年8月下旬
	技術提案書質問受付期間	令和6年7月中旬
	技術提案書質問回答日	令和6年7月下旬
	二次審査(ヒアリング)	令和6年9月中旬
	技術提案書審査結果の通知	令和6年9月下旬
契約締結		令和6年10月中旬

※各日程は事務の都合により変更する場合がありますので留意すること。

※スケジュールの更新は木更津市ホームページを随時確認すること。

第8 資料の添付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託公募型プロポーザル募集要領
- ・木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務委託公募型プロポーザル様式集
- ・イメージ図具体例
- ・建築設計業務委託特記仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページからダウンロードする。

(3) 参考資料

「木更津市公共建築物等における木材利用促進方針」

URL:https://www.city.kisarazu.lg.jp/shigoto_sangyo/norinsuisangyo/ringyo_sannrin/7894.html

「木更津市学校施設長寿命化計画」

URL:<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/shisankanri/eizen/1/3112.html>

第9 一次審査

(1) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、次のとおり参加意向申出書及び資料（以下「参加意向申出等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加意向申出等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することはできない。

(2) 提出書類

- ①参加意向申出書（様式1-1）
- ②管理技術者及び各担当技術者（様式1-2）
- ③事務所の業務実績（様式2-1）
- ④事務所の概要（様式2-2）
- ⑤事務所の業務実績詳細（様式3）
- ⑥管理技術者の経歴等（様式4）
- ⑦主任技術者の経歴等（様式5）
- ⑧管理技術者の業務実績（様式6）
- ⑨協力事務所の名称等（様式7）
- ⑩資本関係・人的関係調書（様式8）

(3) 提出期限

令和6年5月31日（金）午後4時00分まで

(4) 提出場所

〒292-8501
木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市資産管理部営繕課
電話 0438-23-8163

(5) 提出部数

2部（原本1部、写し1部とする。）

(6) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留で送付）によること。
（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
なお、郵送については当日消印を有効とする。

(7) 参加意向申出書記載

参加意向申出書に添付する資料は、別添の書式に基づき作成することとし、用紙の大きさは、特記なき限りA4判タテとする。（左上をホッチキス仮綴とする。）

(8) 技術提案書提出者の選定

一次審査として、第6に定める業務上の条件を満たしているかを確認する。
参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位5者程度を技術提案書の提出者

として選定する。ただし、上位 5 者の採点結果において、一次審査評価項目における 50%未満の採点結果となった参加意向申出者は二次審査に参加することはできない。なお、提出者が 1 者の場合でも受付・審査をする。

(9) 審査結果の通知

二次審査候補者を選定したときは、令和 6 年 6 月 25 日（火）までに選定結果通知書を電子メール等により通知する。

なお、審査結果についての問い合わせ及び審査結果に対する審査請求は、一切応じないものとする。

第10 質問・回答

(1) 質問の提出期限

令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 4 時 00 分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を営繕課に提出するとともに、電話により営繕課へ提出したことを連絡すること。

E-mail : eizen2@city.kisarazu.lg.jp

(3) 回答

令和 6 年 5 月 21 日（火）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第11 二次審査

(1) 技術提案書の提出

一次審査により選定された二次審査候補者は、次のとおり書類を提出すること。

(2) 提出書類

- ア 技術提案書（様式 9）
- イ 技術提案書（別紙）（様式 10）
- ウ 参考見積書（様式 11-1）
- エ 参考内訳書（様式 11-2）

(3) 提出期限（予定）

令和 6 年 8 月 27 日（火）午後 4 時まで。

(4) 提出場所

〒 2 9 2 - 8 5 0 1
木更津市朝日三丁目 10 番 19 号
木更津市資産管理部営繕課
電話 0 4 3 8 - 2 3 - 8 1 6 3

(5) 提出部数

- 様式 9 原本 1 部
様式 10 原本 1 部、写し 8 部
様式 11-1 原本 1 部
様式 11-2 原本 1 部

(6) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留で送付）によること。

（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

なお、郵送については当日消印を有効とする。

(7) 技術提案書作成

二次審査候補者で技術提案書の提出を要請された者は、次のア～ウについて提案すること。なお、提出書類について、本要領及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。

ア 本業務に対する取組姿勢および実施体制についての提案

業務の実施方針、取り組み体制、設計チームの特長、特に重視する設計上の配慮事項（特定テーマに記載する内容を除く）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載する。この際、二次審査候補者で技術提案書の提出をした者（以下「技術提案者」という。）を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

イ 特定テーマ

テーマ 1：立地条件に対する考え方についての提案

- ・校舎及びグラウンドを効率的に整備するための配置計画の工夫についての提案
- ・学校全体の運営や生徒及び学校関係者の動線の効率性、安全性及び利便性に配慮した施設計画の考え方についての提案
- ・災害時に避難所として運営するとき最低限必要と考える機能とその機能を確保するための方法などの提案

テーマ 2：環境負荷低減及び省エネルギー等の考え方についての提案

- ・「木更津市公共建築物等における木材利用促進方針（平成 26 年 4 月 25 日）」を踏まえ、当該地区の風土を考慮した効果的な木材の活用方法などの提案
- ・省エネルギー化のために B E I の値を効果的・効率的に低減する提案

テーマ 3：維持管理が容易で管理運営費用も低減が図られる建築手法の提案

- ・「木更津市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 6 月）」に基づいて今後行われることが想定される大規模改修及び長寿命化改修等（以下、「改修等」という。）の費用の縮減が図れるような設備等の仕様の提案
- ・上記の計画に基づいて行われる改修等の費用の縮減が図れるような施設計画の提案

ウ 参考見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

※記入上の注意事項

- ・用紙サイズは、様式 9 号及び様式 11 号は A 4 版、様式 10 号は A 3 版横使いとし、A 4 版に折り込むこと。
- ・技術提案説明書（様式 10 号）は、(7) イに示した項目順に記入し、ページ番号を付すること。枚数は、片面印刷 5 枚以内とする。（1 セットごとに左上をホッチキス仮綴とする。）
- ・視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、スケッチ等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、パース（透視図）、模型、模型写真を使用してはならない。なお、表現の許容範囲については、別添「イメージ図具体例」を参照のこと。許容範囲を超えた表現だと判断された場合は、営繕課にて当該部分を黒塗りする。
- ・原本並びに写しは、カラー印刷とする。
- ・技術提案は、提案技術者 1 者につき 1 つ限りとする。
- ・技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ・技術提案書を作成するにあたり、既存図面等が必要な場合は、必要な図面を記載した申請書を提出すること。なお、申請書は任意様式とし、提供できる範囲で提供するものとする。

(8) 技術提案内容のヒアリング

提案内容をより理解するため、技術提案書に係るヒアリング等審査を次のとおり行う。

ア 実施方法

- (i) 1 者ずつの呼び込み方式として、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 15 分の計 35 分とする。
- (ii) 技術提案追加資料の配布は禁止するが、提出された技術提案書に関わる図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- (iii) ヒアリング等審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（営繕課は、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- (iv) ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を含めて 4 名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。
- (v) 欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- (vi) ヒアリング等審査の順番は、参加意向申出書の提出順とする。
- (vii) ヒアリング等審査は非公開とする。

イ 実施日及び場所

- (i) 実施日

令和6年9月中旬頃

(ii) 場所

木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市資産管理部営繕課

(会場は別途通知する)

(9) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和6年9月下旬頃に技術提案者全員に対し、審査結果を電子メール等により通知するものとし、ホームページで公表する。

なお、審査結果についての問い合わせ及び審査結果に対する審査請求は、一切応じないものとする。

第12 技術提案等の審査方法及び評価基準

(1) 技術提案書等の評価方法

次表により、「木更津市立金田中学校校舎増築及び特別教室棟解体等工事設計業務公募型プロポーザル技術提案書等審査要領」に基づき、評価及び第二次審査を行う。

	評価項目		主な評価基準	配点
一次審査	1	事務所の評価	業務経歴等、業務の実績他	6
	2	担当チームの評価	資格・実績等	14
	一次審査 評価点			20
二次審査	1	取組姿勢及び実施体制	①業務実施にあたっての基本的な取り組み方針について	25
			②業務の取組体制について	
			③設計チームの特徴について	
			④設計上の配慮事項について	
			⑤その他業務上の配慮事項等について	
	2	特定テーマ1	特定テーマごとに的確性、独創性、実現性などの観点について	15
	3	特定テーマ2		15
	4	特定テーマ3		15
5	参考見積	見積金額の経済性	10	
二次審査 評価点			80	
総合評価点			100	

(2) 受託候補者の特定

ア 選定委員会において、書類審査及びヒアリング等審査の評価により、各選定委員

の評価点の合計を加算し、順位を付け、最も評価点の高いものを受託候補者として特定する。

イ 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(3) 審査結果の公表

受託候補者を特定した際の公表基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項は、公表する。

- ・受託候補者の名称
- ・受託候補者の評価点
- ・受託候補者以外の技術提案者の評価点

イ 次に掲げる事項は、公表しない。

- ・委員会及びヒアリング等審査の議事録
- ・各選定委員の採点結果
- ・受託候補者以外の技術提案者の名称
- ・技術提案書

第13 質問・回答

(1) 質問の提出期限（予定）

令和6年7月17日（水）午後4時00分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を営繕課に提出するとともに、電話により営繕課へ提出したことを連絡すること。

E-mail : eizen2@city.kisarazu.lg.jp

(3) 回答（予定）

令和6年7月29日（月）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第14 契約の締結

(1) 提案書類の内容について、業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の様式11-1及び11-2とは別）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

（※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による。）

(2) 受託候補者との協議が調わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

第15 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ①提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ②「第5 参加資格」を満たしていない場合
 - ③提案書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が当該予算額を超えている場合
 - ⑤プレゼンテーションに欠席した場合
 - ⑥選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 提案書類等の作成等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提案書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加意向申出書及び提案書類等の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
また、選定結果通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (8) 受託候補者が決定するまでの間、提案者の数等は公表しないものとする。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。